

## 第 53 回 APPA フォーラムコミュニケ（当委員会仮訳（抄））

個人データ保護委員会（PDPC・シンガポール）は、2020 年 6 月 2 日から 4 日にかけて、第 53 回 APPA フォーラム・バーチャルミーティングを主催した。

3 日間にわたり、APPA のメンバー及び招聘されたオブザーバーは、グローバルなプライバシーの動向について議論するとともに、政策や規制の経験について意見交換し、アジア太平洋地域での教育や執行活動の協力の機会について探求した。

今回のフォーラムは 5 機関から成る APPA 運営委員会の支援によって開催され、17 のメンバー機関から 116 名の職員が出席した。

### 1 日目（メンバー限定セッション）

PDPC 委員長 Tan Kiat How 氏は、第 53 回 APPA フォーラムを開会し、COVID-19 の感染拡大のため、対面での会議に代わって初めて開催される APPA フォーラム・バーチャルミーティングに参加するメンバーを歓迎した。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州の情報プライバシー・コミッショナー・オフィス（OIPC BC）は APPA 事務局及び APPA 運営委員会の議長として、運営事項のアップデートを報告して 1 日目のセッションを始めた。

続いて、APPA の各作業部会から報告があった。コミュニケーション作業部会（CWG）は、PAW<sup>1</sup> 2020 の計画及びその他コミュニケーションに係る継続的なイニシアティブについて、報告を行った。次に、テクノロジー作業部会（TWG）から、生体情報の取扱いについての調査結果が共有されるとともに、比較プライバシー統計作業部会（CPSWG）は、苦情処理に関する調査報告を行った。

また、ジュリスディクション・レポートも報告され、まず法改正及び立法上の進展から開始された。オーストラリア、日本、シンガポール、香港といった複数の機関が、それぞれの国内における法制度の見直しに関してアップデートを行った。マカオが電子政府法の現状について共有するとともに、ニュージーランド OPC は、緊急サービスが位置情報へより良くアクセスできるようにするための電気通信情報プライバシー規則の改正についてアップデートを行った。啓発・アウトリーチの分野において、カナダ OPC が直近の AI に関する協議について報告を行うとともに、韓国は、多文化な家族に対するプライバシー教育について共有した。メキシコ INAI は、取材源の保護に関して、個人データ保護の権利と表現の自由の権利とのバランスに係るデータ保護手続きに関する決定について、共有を行った。米国 FTC は、クレジット・レポートの内容に対する反論及び訂正の権利に係る消費者への教育的取組に関して、先般議会に行った報告について報告を行った。フィリピン NPC が、政府機関のデータ保護職員向けに実施した DPO 複合ワークショップについて報告を行うとともに、オーストラリア・ビクトリア州 OVIC は、公的機関が 2014 年プライバシー・データ保護法の情報プライバシー原則を遵守できるよう支援するために開発されたプライバシー・マネージメント・フレームワークについて共有した。

---

<sup>1</sup> 訳注：PAW（Privacy Awareness Week）は、APPA において取り組むこととされている、個人情報保護に係る広報・啓発活動週間。

1日目は、米国 FTC、日本の個人情報保護委員会、カナダ・ブリティッシュコロンビア州 OIPC 及びカナダ OPC による、調査・執行に関する詳細な報告で締めくくられた。

## 2日目（メンバー限定及びクローズドセッション）

フォーラム2日目は、オーストラリア・ビクトリア州 OVIC 及びシンガポール PDPC によるデータ漏えい通知に関する報告のセッションから始まった。続いて、シンガポール PDPC、香港 PCPD、ニュージーランド OPC、マカオ GPDP から、生体情報の取扱いに関する取組と観察について報告が行われた。

フォーラムはまた、残りのセッションに参加する 39 の APPA オブザーバーを歓迎し、COVID-19 のパンデミックを背景としたデータ保護やガバナンスの課題に関する見解や経験について意見交換を行った。

シンガポール PDPC、香港 PCPD、フィリピン NPC、カナダ OPC、日本の個人情報保護委員会、ニュージーランド OPC、オーストラリア OAIC、韓国 PIPC、韓国 KISA 及び英国 ICO から、COVID-19 に関する取組のアップデートが行われた。また、シンガポール PDPC が（参加のできなかった）仏 CNIL のこの論点に係る発言を代読した。

第 53 回 APPA は、公共の緊急事態の時ににおいても、プライバシー権の保護は、重要であり続けると結論づけた。メンバーは、世界的なパンデミックによってもたらされた新たな課題への、各自の取組の経験の共通性を認識するとともに、個人情報の適切な利用と保護を確保するために、国際協力が重要であると合意した。パンデミックにより、新たな論点は発生し続けることから、メンバーは、プライバシーやデータ保護に関する既存の国際ネットワークを通じて、互いにサポートすることへのコミットメントを確認した。

それに対応するため、第 53 回 APPA は情報共有の取組を高めるため、そして、パンデミックに対する世界的な戦いをサポートすべく、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）や世界プライバシー会議（GPA）といった他の国際フォーラムとも協力するために、COVID-19 に関するリポジトリの開設に取り組むこととした。

## 3日目（クローズドセッション）

フォーラム3日目は、シンガポール PDPC、米国 FTC 及びコロンビア SIC から、AI 規制の進展と、それぞれの法域におけるプライバシーへの含意に関して、アップデートがあった。

次に、日本の個人情報保護委員会、韓国 PIPC 及びコロンビア SIC から、データ保護に係る国際協力に関するアップデートがあった。特に、韓国 PIPC は、法域を超えたデータ漏えいに対応するための、メンバー機関による執行協力メカニズムの創設について提案を行った。

3日目はまた、以下のトピックスについての議論も行われた。

- カナダ OPC 及びオーストラリア OAIC による、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（今は世界プライバシー会議（GPA）として知られている）についてのアップデート

- ニュージーランド OPC、カナダ OPC、カナダ・ブリティッシュコロンビア州 OIPC による、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）についてのアップデート
- メキシコ INAI による、データ保護に関するイベロアメリカンネットワークについてのアップデート
- 米国 FTC 及び日本の個人情報保護委員会による、APEC 越境プライバシールール・システム及び越境プライバシー執行のための協力取決めについてのアップデート
- シンガポール PDPC による、ASEAN デジタル・データ・ガバナンス・フレームワークについてのアップデート
- 欧州委員会からのアップデート
- OECD 事務局及び日本の個人情報保護委員会による、OECD プライバシーガイドラインのレビューに関するアップデート

### **コミッショナーの任命及び離任**

本会議において、今期のコミッショナーの任命に変更はなかった。

### **次回会合**

第 54 回 APPA フォーラムは、ビクトリア州情報コミッショナーオフィスの主催により、2020 年 12 月にオーストラリア・メルボルンで予定されている。